

(四) 會社側ノ累々同増加ニ伴ヒ更ニ次北隊員ヲ増加スルコト

(五) 會社側ニシテ更ニ反省ノ模様ナキ片ハ關東労働組合會議ニ對シテ都下全労働団体ヲ本會議ニ参加セシムルコト

三、會社側ノ動靜

會社側ニ於テハ罷業者ニ對スル措置ニ関シ再ビ重複問ニテ協議シタルが最初決定ノ如ク直々ニ解雇處分ニ附スルハ從業員ヲ激昂セシムル虞アリトシ結局左記ノ如キ警告ヲ發シ来ル五日迄ニ出勤スル旨回答ナキ者ハ其翌六日解雇通知ヲ發スルコトニ決シ右警告書ハ昨二日正午發送スルト共ニ昨日同様午後七時ヨリ土木請負人

高橋組人夫約百二十名ヲ傭入レ線路車庫等ノ警備ニ當ラレメ夕リ尚運轉状況ニハ異常ナシ

警告

四月一日帝釋天庚申實日に欠勤せられたるは故意に一部ノ罷業に加入せられたるものと認め處断可致候處此際ニ限り悔悟ノ意志ある者は事情を酌量し處置可及候條来る五日迄に意志申出相成度候也

大正十五年四月二日

社長 名

四、調停者ノ出現

日衛岡高砂町會長関根存一君ハ爭議ノ氷引クハ住民ノ迷惑スルコト甚シトテ調停的態度ニ出テ爭議因幹部ニ